

① 1号特定技能外国人が退職し、再度退職前と同じ会社で就労する場合の手続き

脱退一時金取得等のため、**一度退職・出国し、再来日後に退職前と同じ会社で就労をする場合は**、国交省の外国人就労管理システムに「**退職報告**」を行い、再来日以後の計画期間について**新たな計画の認定を受ける**必要があります。

※新たな計画の認定を受けない限り**就労を開始することはできません。**

② 国交省の外国人就労管理システムに退職報告を行わない場合

○報告義務の不履行にあたり、告示第8条第1号に基づき、認定計画の取消等の対象となる場合があります。

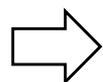
○認定計画は継続しているため、（一社）建設技能人材機構への受入負担金も継続します。

③ 具体例

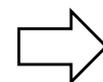
出国する外国人について
出国時の状況

- ①雇用契約：継続中（退職していない）
- ②社会保険等：加入中（脱退していない）
- ③1号特定技能の在留資格を保持（単純出国していない）

①～③**全てに該当している**

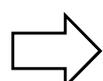


国交省への手続きは**不要**

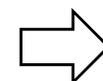


再来日後、認定計画どおりに**就労再開**

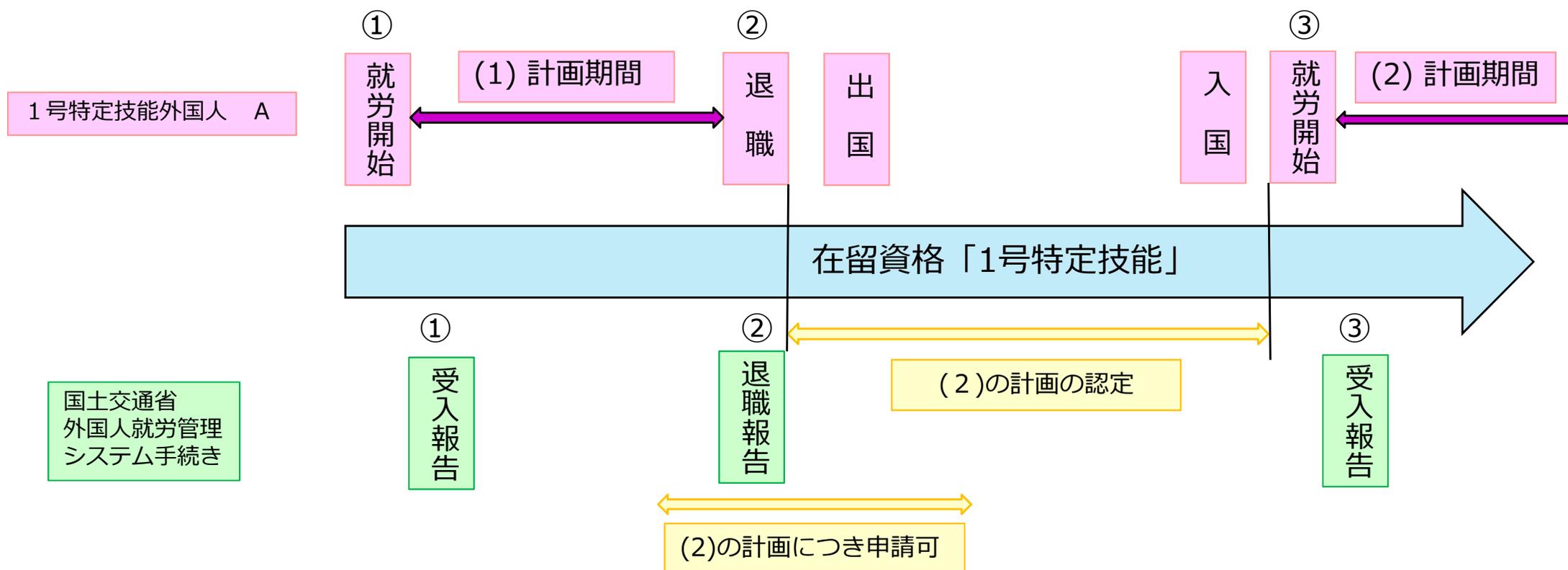
①～③に**1つでも該当しない項目がある**



国交省の外国人就労管理システムに「**退職報告**」を行う。



再来日後、就労を開始するためには**新たな認定計画が必要**



【(1)の計画期間中(退職報告を行う前)に、(2)の計画認定申請を行う場合】

外国人就労管理システムの変更申請から

- ・ Aの(1)の計画期間を就労開始日～退職予定日までに変更する。
 - ・ 「外国人の追加」を押して、新たな外国人Aとして(2)の期間の計画を入力し、申請を行う。
 - ・ 退職日後に退職報告を行い、退職報告を行った旨を審査担当の地方整備局に指定された方法で連絡する。
- ※審査は退職報告の有無を問わず受付順に行いますが、**認定自体は退職報告がなされた後にしかできません。**

(注) 認定されるまで次の変更申請(外国人の追加、その他の変更申請)を行うことは出来ませんのでご注意ください。